

農薬は安全・適正に使いましょう!!

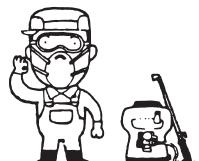
使用に先立って

- 農薬はいつ、どこで、何に、どれくらい使うかなど、使用計画をたてて購入する。
- IPMの考え方に基づいて農薬以外の防除対策にも取り組む。
- 使用する作物に登録があることを必ず確認する。
- 農薬のラベルに書いてある使用基準等をよく読んで、必ず守る。
- 毒物・劇物を購入する時は、住所、氏名、職業等を記入し、捺印した譲受書を提出する。
- 周辺住民に対して、事前に十分な周知をはかる。



使用にあたって

- タオル、目薬、洗顔・うがい用の水を準備する。
- 薬剤に見合った保護具を着用する(農薬用マスク、防除衣、保護メガネ、不浸透性手袋)。
- 周辺の農作物や環境(住民、動物、魚、ミツバチ等)に留意し、飛散しにくい剤型や施用方法を検討する。
- 散布の際は風向きや風速に注意し、散布機の圧力やノズルの噴霧状態を調整する。
- 特に、学校や通学路、住宅地近隣の農地では、十分注意する。
- 土壌くん蒸剤を使用する場合は、必ず被覆し、周囲への拡散を防止する。



- 長時間の連続散布は2時間を限度とする。

使用が終わったら

- 農薬の使用状況(農薬の名称、使用日、使用場所、使用した農作物、希釈倍数、使用量、気象条件等)を記録する。
- 残液は散布ムラの調整などに使用し、河川、水路、ため池に流さない。特に魚毒性の強い農薬の取扱いに気をつける。
- 散布器具、タンク、ホースなどを十分に洗う。洗浄水を河川等に流さない。
- 農薬の空びん、空袋、有効期限の過ぎた農薬は、適正に処理する。



- 石鹼などで身体、衣服をよく洗う。
- 飲酒をひかえ、早目に休む。

農薬は正しく保管・管理しましよう!!

農薬の保管・管理

- 「普通物」と「毒物」「劇物」を区別して、鍵のかかる所に保管する(ガラス戸等で壊れやすい所は不可)。
「毒物」「劇物」に該当する農薬は、保管庫に「医薬用外」の文字と「毒物」または「劇物」と表示する。

※ 普通物とは、毒物、劇物に該当しないものを指す
いう通称



- 誤飲、誤用の原因となるので、食品と区別して保管する。また、他の容器に移しかえての保管は絶対にしない。



- 子供や第三者が触れたり持ち出したりできない所へ保管する。



- 危険防止のため、原液を小分けして他人に譲渡しない。



- 万一、盗難や紛失の時は、直ちに最寄りの警察署へ届け出る。
- 除草剤は他の農薬と区別して、保管する。

- 農薬は必要量を購入することを基本とする。
- 不要な農薬は産業廃棄物処理業者に処理を依頼する。

※ 使用後、身体に異常を感じたら、すぐに医師の診察を受ける。
(使用した農薬の容器を持参する。)



※ 農薬の使用・保管にあたっては、るべき農業生産を実践するためGAPに取り組みましょう。